

最低制限価格及び調査基準価格の設定について

(改正箇所朱書き：令和5年4月1日以降起案分より適用)

(設定対象案件)

建設工事及び建設工事関連業務で、一般競争入札又は指名競争入札によるもの

最低制限価格及び調査基準価格において、①～④の合計額により算出する。

建設工事においては合計額が設計金額の80%を下回る場合は80%を下限、合計額が設計金額の92%を上回る場合は92%とする。

建設工事関連業務においては合計額が設計金額の80%を下回る場合は80%を下限、合計額が設計金額の90%を上回る場合は90%とする。

ただし、建設工事の最低制限価格においては、上記により算出した額を「最低制限価格算定基礎額」とし、最低制限価格算定基礎額に対し開札前にランダム係数を掛け、最低制限価格とする。(設計金額の80%を下回る場合は80%を下限、合計額が設計金額の92%を上回る場合は92%を上限とする。)

※建設工事関連業務及び調査基準価格を設定する建設工事については、ランダム係数は用いません。

○建設工事(建築工事を除く)

① 直接工事費の97%
② 共通仮設費の90%
③ 現場管理費の90%
④ 一般管理費の68%

(合計額の千円未満省略)

○建設工事(建築工事)

① (直接工事費－現場管理費相当額) の 97%
② 共通仮設費の 90%
③ (現場管理費＋現場管理費相当額) の 90%
④ 一般管理費等の <u>68%</u>

(合計額の千円未満省略)

※上記現場管理費相当額は、昇降機設備工事の場合は直接工事費の 20%、その他の工事の場合は直接工事費の 10%とする。

その他、特別な費目があり、上記の 4 項目以外の内訳となる場合、下表を参考に 4 項目を分類して算出します。

【直接工事費】	【共通仮設費】	【現場管理費】	【一般管理費】
・工場製作費(工場製作工)	・間接労務費	・工場管理費	
・機器費 (機器単体費)		・機器管理費	
・直接製作費		・設計技術費	
・機械設備製作等		・技術者間接費	
		・据付間接費	
		・点検整備間接費	

○建設工事関連業務

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接人件費の額	測量調査費の額	諸経費の 48%	—
建築設計業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費 の 60%	諸経費の 60%
建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価費 の 90%	一般管理費の 48%
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費 の 90%	解析等調査業務費 の 80%	諸経費の 48%
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価費 の 90%	一般管理費の 45%

(合計額の千円未満省略)